

## IASB会議報告（第79回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第79回会議が、2008年5月20日から23日までの4日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。今回のIASB会議では、①収益認識、②排出権取引スキーム、③公正価値測定、④国際会計基準（IAS）第39号（金融商品：認識及び測定）の改訂（ヘッジ会計）、⑤IFRS第1号（IFRSの初度適用）の改訂、⑥中小規模企業（SME）の会計基準、⑦IFRSの年次改善、⑧IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂（今回はIAS第19号（従業員給付）の解雇給付のみが検討された）、⑨IAS第33号（1株当たり利益）の改訂及び⑩国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）の活動状況についての検討が行われた。今回教育セッションはなかった。

IASB会議には理事12名が参加した（トム・ジョーンズ氏が欠席、このほか欠員の理事が1名）。本稿では、これらのうち、①から⑦に関する議論の内容を紹介する。

### 1. 収益認識

本プロジェクトは、IASBとFASBの共同プロジェクトで、2002年6月から議論を続けてきている。その目的は、収益認識のための単一の首尾一貫した資産・負債モデルの開発であり、このプロジェクトでは、現在、ディスカッション・ペーパーのドラフトを検討中である。2008年4月には、第2章「顧客との契約の会計処理（accounting for contracts with customers）」、第3章「履行義務（performance obligations）」及び第4章「履行義務の履行（satisfaction of performance obligations）」の3つの章が議論された。今月は、測定に関する第5章「契約の測定（measurement of the contract）」が議論された。

#### (1) 測定に関する2つのモデル

現在検討されているモデルの下では、資産・負債の変動によって収益を認識するという基本的なスタンスが採用されており、実現及び利益稼得過程（an earning process）の完了によって収益を認識するという考え方は採用されない。後者の考え方では、業界の違いによっていつ利益獲得活動が終了するかが異なる場合があり、結果として、同一内容の取引の収益認識時点が異なってしまうことが起こり得る。現在検討中のモデルでは、販売契約の締結によって企業（売手）は履行義務（負債）を負うが、その履行義務の消滅によって収益が認識されることになり、履行義務がいつ発生し、いつ消滅するかが収益認識時点を決定することになる。これによって、実現及び利益稼得過程によった場合よりも、収益認識時点のずれの発生を防ぐことができる。

資産・負債モデルの下では、履行義務の測定に当たって、企業が契約によって引き受ける

履行義務を、「法的解放金額 (legal layoff amount)」で測定する考え方と「顧客対価額 (customer consideration amount)」で測定する考え方とが検討されている。

「法的解放金額」モデルは、「法的解放金額 (企業に残存するすべての債務を履行する法的な責任を引き受けてもらうために、測定日において第三者に支払われなければならない価格) (すなわち、出口価格 (exit price)) を用いて企業の履行義務を測定するモデルである。このモデルでは、履行義務は、契約当初及び当初認識後に出口価格で再測定される。そのため、契約当初において収益が発生することがある (これを「契約時収益 (Selling Revenue)」という)。例えば、顧客との契約額が100で、その契約時点における法的解放金額 (出口価格) が、80である場合、契約当初において (すなわち、契約対象の物品・役務の提供が行われる前に) 収益 (20) が認識されることになる。このモデルは、ディスカッション・ペーパーでは、「現在出口価格モデル (current exit price model)」と呼ばれている。

「顧客対価額」モデルは、「顧客対価額 (販売契約によって顧客との間で合意された販売価格) (すなわち、販売価格 (sales price)) を用いて企業の履行義務を測定するモデルである。このモデルでは、履行義務は、契約によって顧客との間で合意された金額とされ、当該金額が、契約を構成する個別の履行義務に配分される。また、当初認識後は、履行義務契約は不利となる場合を除き再測定されない。そして、履行義務が履行された場合には、当該履行義務に配分された金額が収益に振り替えられる。このため、「契約時収益」は生じないこととなる。このモデルは、ディスカッション・ペーパーのドラフトでは、「顧客対価額モデル (customer consideration model)」と呼ばれている。

## (2) 第5章「契約の測定」の概要

今回議論された第5章は、次のような構成となっている。2008年4月の合同会議では、本プロジェクトも含まれるIASBとFASBの会計基準のコンバージェンスを図ろうとするMOU (2006年2月公表) 全体の見直し提案がIASBとFASBを代表する小グループから提案されている。そこでは、2011年半ばを目途にMOU対象項目を完成させるためには、MOUに含まれる多くのプロジェクトで、進行を早めるために、検討範囲を縮小したり、検討すべきモデルについてあらかじめ方向性を決めるべきとの提案がなされている。本プロジェクトに関しては、2つのモデルを同等に議論するのではなく、今後、「顧客対価額モデル」を中心に検討を進めていくべきという提案が行われている。しかし、一部のボードメンバーが「現在出口価格モデル」の考え方を支持していることから、両者を並列的に記述した上で、付録の中で2つのモデルを統合するために考えられるいくつかの方法のうちの1つが示されている。

- (a) 当初測定 (initial measurement) : 出口価格と販売価格という2つの代替的な測定属性とそれらによる契約開始時の結果の説明
- (b) 当初認識後の測定 (subsequent measurement) : 契約開始後、2つの代替的な測定属性

を用いて、どのように当初測定値が更新されるのか、及び当初測定値が更新されずに契約開始時に固定された場合の結果の説明

- (c) 評価 (evaluation) : i) 2つの代替的な測定属性の長所と短所の説明及び ii) 当初測定値を再測定することの主たる長所と短所の説明
- (d) 2つの測定モデル : 出口価格と販売価格という2つの代替的な測定属性とそれらを当初測定時及び当初認識後の測定でどのように用いるかを組み合わせた中から、「現在出口価格モデル」と「顧客対価額モデル」という2つのモデルが I A S B と F A S B によって開発されたこと及びそれぞれのモデルの説明
- (e) 付録A (考え得る他の測定アプローチ) : 「現在出口価格モデル」と「顧客対価額モデル」の考え方を統合するモデルとして、契約対象を相手方に引き渡す履行義務のみを再測定し、マージンは再測定しないモデルの紹介
- (f) 付録B (なぜ企業固有価値を利用しないのか) : 企業固有価値を利用しないことに関する設例を用いた説明

### (3) 今回の議論

第5章の構成、特に、2つの測定属性の短所及び長所の記述に関して議論が行われ、これらの記述を更に補足することがスタッフに指示された。さらに、「現在出口価格モデル」と「顧客対価額モデル」のどちらを選好するかに関して採決が行われ、前者を支持するボードメンバーが3名、後者及び後者の考え方を基礎としながら一部の要素について再測定を行う考え方を支持するボードメンバーが9名であった。この結果、予備の見解としては、顧客対価額モデルを採用することが暫定的に合意された。しかし、顧客対価額モデルの考え方を基礎としながらも一部の要素について再測定を行う考え方では、どのような要素を再測定するのかなど、今回議論した内容を整理する必要があるとの認識から、さらにこの問題が議論されることとなった。また、契約当初に契約資産が認識される場合にはどのようなケースがあるかについてもさらに検討することとされた。なお、別途行われた F A S B での議論では、7名のボードメンバーのうち、4名が後者のモデルを、2名が当初測定では現在出口価格を用いるがその後の測定では再測定を行わないモデルを、さらに、1名が両方のモデルを混合して用いるべきと考えていることが報告された。

## 2. 排出権取引スキーム

排出権取引スキームをプロジェクトとして取り上げることは、すでに2007年12月に決定しているが、今回は、プロジェクトの範囲をどのようにするかについて議論が行われた。

スタッフは、まず、現在排出権取引スキームとして存在しているものとして、①キャップ・アンド・トレード (cap and trade schemes)、②ベースライン・アンド・クレジット (baseline

and credit schemes)、③プロジェクトを基礎とする証明書 (project-based certificates)、④再生可能エネルギー証明書 (renewable energy certificates) の4つのスキームを示し、それらの仕組みを簡単に説明している。ここでは、前2者を説明する。

キャップ・アンド・トレードとは、中央政府などが、特定の対応期間 (compliance period) における温室効果ガスの総排出量を設定し、それを個々の企業に排出できる枠として配分し、当該排出枠が取引されるというスキームである。また、ベースライン・アンド・クレジットは、参加企業の過去の排出量などを基に特定期間の当該企業の排出枠 (=ベースライン) が定められ、当該期間が終了した時点で、実際の排出量が排出枠より少なければ、当該企業はクレジットを取得し、当該クレジットが取引されるというスキームである。排出枠を超える企業には、クレジットを購入しなければならないという義務が課される。このような仕組みを説明した上で、スタッフから、本プロジェクトが取り扱う範囲をどのように設定するかについて、3つの考え方が示された。

案A：キャップ・アンド・トレード・スキームのみを対象 (狭い範囲) とする考え方 (この案では、資産の性質、無償で発行された排出権の会計処理、負債の会計処理など重要な問題が議論される)

案B：すべての排出権取引スキーム及び排出権を対象 (広い範囲) とする考え方

案C：案Aと案Bの中間的な考え方 (案Aでは狭すぎ、案Bでは広すぎるので、案Bからいくつかのプロジェクトを除外して対応する考え方)

スタッフからは、いずれにしてもキャップ・アンド・トレード・スキームが議論の中心となり、ここで、主要な問題を解決できれば、それ以外のスキームに関する検討にはそれほど時間がかからないとの説明があった。議論の結果、すべての取引スキームを対象とする案Bを採用することとし、その後のプロジェクトの進捗に応じてプロジェクトの範囲を柔軟に考えていくことが暫定的に合意された。さらに、今後排出権取引スキームに関する会計基準を作成するに当たっては、現行 I F R S の規定に拘束されずに検討を行うというスタッフ提案が了承された。

### 3. 公正価値測定

金融安定化フォーラムは、2008年4月に、米国ワシントンDCで開催された7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議 (G7) において、今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての提言に関する報告を行い、「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム報告書」を公表した。その中で、IASBに対して、オフバランスとなっている特別目的会社や金融商品の価値評価に関連して、いくつかの対応をすることを提言している。そのようなものの1つとして、市場が活発でなくなったときに金融商品をどのように評価するかに関するガイダンスを強化するために、専門家諮問パネル (expert advisory panel) を2008年中に設置して検討することが要請されている。

今回、スタッフから、同パネルを組成し、3回程度の会議を経て、数か月のうちに対応策をまとめる予定で取り進めることを前提に作業を始めたことが報告された。同パネルでは、①評価技法に関する最良の実務 (best practice) の検討と、②市場が活発でなくなった場合における金融商品の評価方法及び関連するディスクロージャーに関する健全な実務ガイダンスの作成が行われる。なお、同パネルは、作成者、利用者、監査人及び規制当局から構成される比較的規模の小さな組織として非公式な(評議員がメンバーを選任するような正式なものとしな)形で組成される予定であり、日本の金融機関に対しても参加を要請する予定である。

#### 4. IAS第39号の改訂(ヘッジ会計)

2008年3月に金融商品の長期的な会計基準の方向性を扱うディスカッション・ペーパーとして、「金融商品の報告における複雑性の低減 (Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments)」が公表された。これを受けて、2007年4月のIASB会議において、本プロジェクトにおけるヘッジ会計の公開草案での提案を当初の予定通り進めるかどうかについて議論が行われた。その結果、ヘッジ対象として適格となり得るリスクを特定し、また、ヘッジ対象として指定できるキャッシュ・フローの一部とは何かを明示するなど、細かいルールを設定する公開草案のアプローチ(ルール主義に基づくアプローチ)を採用して基準化を図ることが再確認された。また、受領したコメントの分析から、公開草案で提案されたヘッジ会計の対象となり得るリスクの範囲やヘッジ対象として指定できるキャッシュ・フローの一部の取扱いに関して、実務上ばらつきはほとんどないことが判明しているため、今公開草案と同じ範囲を対象としても、今後検討を要する論点は、次の2点だけであることが確認された。

- ・ ある状況下におけるインフレーションリスクのヘッジ会計としての指定の可否。
- ・ 買建オプションを、全体として、オプション性のないヘッジ対象のヘッジ手段としてヘッジの非有効性が生じないような方法で指定する場合の取扱いの整理。

今回の議論では、上記2つの論点が議論され、次のような点が暫定的に合意された。今後は、この合意に基づき、最終基準が準備される。

##### (1) ある状況下におけるインフレーションリスクのヘッジ

公開草案第80Y項(e)では、契約上特定された認識されている金融商品に関連するリスクを、ヘッジ対象リスクとして指定できるものとして掲げている。その中の例示として、インフレリスクを取り上げ、(a)インフレが契約上特定されるキャッシュ・フローであり、(b)その商品の残りのキャッシュ・フローが残留部分(residual)ではない場合に、インフレ部分をヘッジ対象として指定することを許容している。このように、インフレリスクがヘッジ対象リスクとして指定できるのは、契約上インフレリスクが特定されている場合に

限定すべきかどうか論点である。

スタッフからは、契約上インフレリスクが特定されていなければ、ヘッジ対象リスクとして識別してIAS第39号のヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかの判断を行うことが困難であることから、次の提案が行われた。

- (a) この問題に関して、公開草案のアプローチを維持する。
- (b) 公開草案第80Y項(e)の性格は、適用指針と考える方が適切であるため、この部分をIAS第39号の適用指針に移動する。
- (c) 公開草案第80Y項(e)の明確化のため、マイナーな文言の修正を行う。
- (d) 結論の根拠において、ヘッジ会計に適格なリスクと部分 (eligible risks and portions) に関する基本的な原則を改めて強調する。

議論の結果、スタッフ提案が暫定的に合意された。

## **(2) 買建オプションのオプション性のないヘッジ対象のヘッジ手段としての適格性**

買建オプション全体を、取引が発生するかどうかに関してオプション性（保有者などの選択権）のない予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段とできるかどうか（有効性が判定できるかどうか）がここでの論点である。検討されたのは、ヘッジ対象である予定取引の中から、買建オプションと同じ満期日と想定元本を持つ仮想デリバティブ（売建オプション）を想定し、その公正価値の変動と買建オプション全体の公正価値の変動を比較することで、買建オプション全体を、オプション性のないヘッジ対象のキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として、ヘッジの非有効性が生じない形で指定することが認められるかどうかという点である。

公開草案では、AG第99E項において、次のように記述することで、仮想的な売建オプションを想定することによって買建オプション全体をヘッジ手段として有効だと評価することを否定している。

「金融商品の一部をヘッジ対象に指定する際に、企業はその金融商品全体に存在しないキャッシュ・フローをヘッジ対象に特定することはできない。例えば、片側のリスク（金融資産の公正価値の減少など）をヘッジ対象として指定するにあたり、企業はヘッジ対象に指定される部分にみなし又は推定キャッシュ・フローを含めることはできない（例えば、非デリバティブ金融資産の仮想的な売建オプションの時間価値から生じるキャッシュ・フローを推定すること）。」

AG第99E項では、ヘッジ対象の側のみに注目し、金融商品をヘッジ対象として指定する際に、みなし又は推定キャッシュ・フローを含めることはできないとし、仮想的な売建オプションを想定して、実際には存在しない時間価値から生じるキャッシュ・フローを推定することはできないと記述している。このように、ここでは、ヘッジ対象としての適格性のみ言及されているが、この記述の背景にあるのは、片側リスクを持つヘッジ対象である予定取引（例えば、将来機械をドル建てで購入するという取引では、円安になること

で円貨での支払額が増大するリスクがある)を買建オプション(ある一定の円貨額でドルを購入できるというオプションの購入)でヘッジしようという取引である。

ヘッジ対象である予定取引の全体としてのキャッシュ・フローの一部を、実際には存在しない売建オプションに対応するキャッシュ・フローとして想定すると、予定取引全体としてのキャッシュ・フローを反映しないキャッシュ・フローを想定することになり、その想定そのものが、オプション性のない予定取引の性格を反映しないものになってしまう。そのため、仮想デリバティブ(売建オプション)を想定する方法によるキャッシュ・フロー・ヘッジの有効性の評価はできないとされている。

このような議論を踏まえて、スタッフからは、次の提案が行われた。

- (a) この問題に関して、公開草案のアプローチを維持する。
- (b) 公開草案AG第99E項をIAS第39号の適用指針として維持する。
- (c) 公開草案AG第99E項の明確化のため、マイナーな文言の修正を行う。
- (d) 結論の根拠において、ヘッジ会計の根底にある基本的な原則を改めて強調する。

議論の結果、スタッフ提案が暫定的に合意された。

### **(3) 発効日など**

本プロジェクトの改訂内容は、2009年1月1日から発効することとし、遡及適用を求めることが暫定的に合意された。

## **5. IFRS第1号の改訂**

IFRS第1号に対して、2010年又は2011年からIFRSを採用するカナダ、ブラジル、インド及びイスラエルといった国々などに対応した内容とするための改訂を行おうというのが、本プロジェクトの趣旨である。本プロジェクトは、2008年3月に取り上げることが決定され、カナダ会計基準審議会(ACSB)のスタッフが具体的な改訂作業を行っている。

今回は、次の論点が議論され、暫定合意が形成された。これを受けて、IASBは、ACSBのスタッフに公開草案の作成に着手するよう要請した。

- (a) 企業が採用していた旧会計基準がIFRSと同じ会計処理である場合には、IFRS移行日において取引の再検討を行わないことができるという原則の導入提案

このような原則の導入については、2008年3月のIASB会議で暫定的に合意されていたが、その後の更なる検討を経て、今回、企業が採用していた旧会計基準がIFRSと同じ会計処理である場合には、IFRS移行日において取引の再検討を禁止するのではなく、再検討を行わないことができるという原則に変え、これを導入することが提案され、それが暫定的に合意された。

- (b) 遡及的な公正価値の算定を禁止する原則の導入提案

2008年3月にこの問題を議論した際に、公正価値の算定を遡及的に行うことを禁止することをIFRS第1号で規定するより、IAS第8号（会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬）における「実行可能でない（impracticable）」という考え方をを用いてこの問題を取り扱ってはどうかとの指摘があり、今回検討が行われた。

スタッフは、IAS第8号に依存することによる範囲の予想外の拡大を懸念し、IFRS第1号で具体的に公正価値測定の遡及適用を禁止した方がよいとの結論に達した。そして、IFRSが初度適用企業に対して公正価値の決定を求めている場合において、公正価値が決定できないときには、移行日以前において遡及して公正価値を決定することを禁止し、その代わりに旧会計基準の下での簿価を用いることを求めることを提案した。議論の結果、この提案が暫定的に合意された。

(c) 石油ガス業への適用免除と開示に関する提案

IFRSへの移行に当たり、全部原価会計（full cost accounting）を用いている企業が、探査、評価、開発及び生産資産を、旧会計基準の下で認識された金額の配分に基づいて測定することを許容することが2008年3月に暫定的に合意されている。今回、このような特例を用いる場合には、①その事実及び②旧会計基準において簿価が配分されているベースの開示を求めることがスタッフから提案され、暫定的に合意された。また、このような場合には、IFRSへの移行日に配分額に対して減損テストを行うことも暫定的に合意された。

(d) 料金規制産業の保有する有形固定資産のみなし原価

料金規制産業（rate-regulated industry）の有形固定資産に対しては、IFRSの下では有形固定資産として認識することが認められない項目が、旧会計基準の下で資産化することを求められている例がある。このような産業のIFRS初度適用企業が、IFRSへの移行日において、有形固定資産の旧会計基準による簿価を、IFRSの下での適正な簿価とするために再計算するには、多大な努力が必要であるため、会計方針として、旧会計基準による簿価をIFRSの下でののみなし原価とすることを認めることがスタッフから提案された。さらに、この問題は、必ずしも料金規制産業に限定される問題ではないため、より一般化した問題として、より広い例外を認めることの必要性も提案された。

議論の結果、一般化するのではなく、料金規制産業の保有する有形固定資産に限って、IFRSへの移行日に旧会計基準の下での簿価をのみなし原価として用いることを認めることが暫定的に合意された。また、その際には、減損テストを行うことが必要であることも併せて合意された。

(e) 公開期間

IFRS第1号を改訂する公開草案の公開期間は120日とすることが暫定的に合意された。



## 6. 中小規模企業（SME）の会計基準

SME会計基準の公開草案は、2007年2月に公表され、11月末にコメントが締め切られた。この間に162通のコメントを受領した。その後、2008年3月からコメントの分析を始めているが、今回の会議では、①SME基準全体に関連する論点及び②個別基準のセクション1から3（範囲、概念及び全般原則、及び財務諸表の表示）までが議論された。ここでは、基準全体に関連する論点に限って暫定合意の内容を簡単に紹介する。

指摘事項	その内容
独立した基準	I F R S 本体への参照を止め、SME基準を独立した基準とする。これに伴い、現在SME基準から除外されているI F R SのうちSMEに関連する可能性の高いいくつかについて、内容を簡素化した上でSME基準に取り込む方向で更なる検討をスタッフが行う。
会計方針の選択肢	I F R S 本体で認められている選択肢のすべて又はほとんどを原則としてSMEにも適用する。基準本体に収録する選択肢は最も簡易なものとし、それ以外の選択肢は、基準の付録として収録する。これにより、全体としての分量は増えるものの、基準本体の分量はそれほど増加しないと予想される。簡易な選択肢を選択する企業にとっては、付録を参照する必要はなく、現在の公開草案とほぼ同じ分量に収まるものと期待される。
参照基準の取り込み	公開草案ではI F R S 本体を参照することとされている、①ファイナンス・リースの貸手の会計処理、②株式報酬制度、③農業資産の公正価値及び④超インフレーションについては、SME基準に取り込むこととする。一方、セグメント情報、1株当たり利益及び中間財務諸表についてはSME基準に取り込まない。このため、これらをSMEが開示する場合には、そのベースを開示する必要がある。
I F R S 本体の変更の先取りへの懸念	SME基準は、現行I F R S をベースとすべきで、I A S B が検討しているI F R S 本体の将来の変更を先取りした内容を盛り込むべきではないとの指摘があったが、できるだけ直近のI A S B の考え方をSME基準に反映させるべきとされた。
最終基準の名称	名称を「プライベート企業のためのI F R S（IFRS for Private Entities）」とする。
範囲	極小規模（従業員10名程度）をSME基準の除外とはしない。また、小規模上場企業に対する適用は認めない。公開草案では受託者として資金を預かる企業にはSME基準を適用しないとしているが、受託者としての役割が主要事業である場合にのみ公的説明責任があるとし、主要事業以外で資金の受託者として活動している場合には、SME基準が適用できるようにする方向でスタッフが更なる検討を行う。
遡及修正	誤謬や会計方針の変更の場合の遡及修正を「過度の費用と努力」が必要となる時には求めないようにすべきとのコメントがあったが、そのような例外は設けない。
公正価値の利用	公正価値の利用を、市場価格が公表されているか、過度な費用と努力なしに容易に決定できる場合及びデリバティブに限るべきだとの指摘があった。①過度な費用と努力なしという条件は設けない。②

	公正価値測定が求められている場合に、経営者が意図している場合という制限は設けない。そして、③公正価値測定は、信頼を持って測定できる場合に限る、あるいは、観察可能な市場価格がある場合のみとするという制限は設けない。また、「公正価値」に代えて、「出口価格」又は「入口価格」という用語を用いるかどうかについては、スタッフが更に検討を行う。
解釈指針	SME基準の解釈指針は作成しない。
SME基準の改訂サイクルなど	SME基準の導入後最初のレビューは2年後に行い、その後は3年に1度見直しを行う。SME基準の確定から発効日までは最低1年を確保する。

## 7. IFRSの年次改善

今回は、①年次改善プロジェクトの将来の対象範囲及び手続、②IAS第38号（無形資産）における企業結合時の公正価値測定に関するパラグラフの改訂及び③IFRS第3号（企業結合）の結果としてのIAS第38号の改訂項目の追加という3点が議論された。ここでは、年次改善プロジェクトの将来の対象範囲及び手続に関する議論を紹介する。

2007年に公表された第1回目の年次改善プロジェクトの公開草案は、多数の項目に及びしかも公開日数が90日であったこともあり、その対象範囲及び改訂の手続が問題とされ、今回議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 年次改善は、単一の公開草案を用いて行う。しかし、改訂内容が広範な論点を含み重要な場合には、そのみを独立の公開草案とする場合がある。また、年次改善対象項目は、「マイナーな」項目とされているが、これが何を意味するかを定義することはせず、どのような項目が単一公開草案として公開してIFRSを変更するのに適切かという観点から判断すべきである。
- (b) 改訂項目に対する読者の理解をより促進するために、次のような手段を講じる。
- ・ ウェブサイト上で年次改善手続についてより分かりやすい説明を行う。さらに、将来公開草案を構成することになる個別のIFRS改善事項に関する最終公開草案ドラフトを確定次第速やかに公開する。
  - ・ アジェンダペーパーの内容を定型化し、改訂要旨、他のIFRSへの影響、経過措置及び発効日などがより明確になるようにする。
  - ・ IASB会議後直ちに、検討された改善項目の投票手続に入り、公開草案のドラフトの決定を行う。さらに、当該公開草案のドラフトは、速やかにウェブサイト上で公開する。
  - ・ 公開草案の内容がより分かりやすくなるように定型化を図る。
  - ・ 年次改善プロセスを次のように変更する。
    - (i) 毎年6月に改善すべき項目の検討を終了

- (ii) 8月に公開草案を公開（公開期間90日）
- (iii) 11月にコメントの締切り
- (iv) 翌年1月からコメントの検討を開始
- (v) 4月に最終基準を公表し、その翌年の1月から発効

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

\* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。